

Title	英國憲政史(占部百太郎著, 岩波書店發行)
Sub Title	
Author	長澤, 邦男(Nagasawa, Kunio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.2 (1928. 7) ,p.147(301)- 149(303)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280700-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

英國憲政史(占部百太郎著) (岩波書店發行)

制限選舉による第五拾四議會は解散せられ、民衆が多年要望せる普通選舉法による衆議院議員の選舉戦は今や全國に白熱的に展開せられつゝある。この秋に當り占部博士の近業英國憲政史を讀む。夙に普通選舉主義を採用せるのみならず、女子の參政資格をも認めて世界に議會政治の範を垂れつゝある彼の國を想ひ、纏つて今や漸く歐米先進諸國の制に倣つて男子普通選舉の制度を布ける我が國情を顧みる時自ら深き感慨に打たれざるを得ない。そればかりではない。私は今から數年前慶應義塾法學部の一學生として親しく博士の講筵に列り、本書の底本となれる博士の懇切明快を極めたる英國憲法史の講義を拜聽することを得た者の一人である。今や斯くも大成せる本書を手にして轉た懷舊の情に堪へず。即ち研讀未だ盡くさざる身をも顧みず敢て秃筆を呵し、本書を以てこの種の研究に乏しき我學界に於ける近來の好著として、汎く世に推獎せんとする次第である。併しながら、私は素より英國憲法史を專攻する者でもなければ、史學の研究に身を委れる者でもない。本書を學問的に批評紹介する者は自ら他に存するのであらう。私は唯些か讀後の感想を記して紹介の辭に代へんと欲するの

みてある。

博士は英國憲法史上に於ける四大事件、即ち一〇六六年のノルマンの英國征服、一六八八年の光榮革命、一八三二年の選舉法改正、及び最近に於ける世界大戰を樞軸として英國憲法の進展を説かるゝものゝ如く、先づ英國憲法の草創に筆を起され、古代獨逸民族の制度が根本に於て民主的性質を帯び(三頁——七頁)而してその分派たるアングロ、サクソン民族の英國征服が國民的占領であつたが故に、人種及び制度の上に異分子を混和すること少く、その英國移住と共に祖國に於ける政治制度及び思想をばそのまゝ傳へたるが故に、後年に於ける國會制度の萌芽は夙に當時に存し、隨つて英國に於ける議會政治の發達が必ずしも偶然に非らざる所以を暗示せられて居る(一頁——二頁、七頁——九頁)

第二章乃至第拾四章に於いては、ノルマンディー侯ウイリアムによつて建設せられたる專制君主政體が、ノルマン、アンジュー、ランカスター、ヨーク、チュードル、スチュアートの諸王朝を経クロンウエルの自由共和國の建設から再び王政に復歸するまでの經緯が説かれてあるが、英國會の起原並びにその進展を論ぜらるる第五章乃至第七章に於いては、この方面に於ける博士の深き造詣の一端を窺知することを得可く、又複雑錯綜を極めたる英國の裁判制度の進展を記述せられたる第三章は、我々法律學を研究する者にとつて得る處鮮くはない。

第拾五章『光榮革命』より第拾九章『立憲君主』に至る五章は、英國民がスチュアート王朝と共に終焉を告げたる專制君主政體に代ふるに近代的立憲君主政體を確立するに至る道程を論述せられた

るものにして、殊に第拾六章『内閣制度の進展』及び第拾九章『立憲君主』の二章は憲法學の攻究に従事する者にとつて深き興味を興へずには措かねてあらう。私は茲に英國會乃至政黨の勢力の増大と共に伴ふ議院内閣制度の發達の結果國王は不正を行ふ能はず、憲法上國王の大權の行使は國務大臣の輔弼を俟つて行はる可きものであるから、國王は法律上一切無責任にして輔弼機關たる國務大臣が當然その責に任ぜればならぬ。即ち國王は君臨すれども統治せずと謂ふ近代立憲君主政體の根本原則が確立せらるゝに至る史的過程の明快なる敘述を發見することができらる。

産業革命の結果として第十八世紀の後半以降徐々に擡頭し來つた英國新興勢力の壓力によつてなされたる一八三二年の所謂國會大改革と稱せらるゝ選舉法の改正は、英國憲法發達の上に一大時期を劃せるものであつた。博士は一八三二年の選舉法改革の影響を論じて曰く、過去一世紀半に亘つて、貴族は貴族院に於て、又は庶民院に於ける彼等の指名議員を通じて、實際上に於ける英國の支配者であつたのだ。されば一八三二年の『國會大改革』は、光榮革命以後、大體に於て著しい誠實と成功とを以て行ひ來つた此の貴族政治に一轉機を劃したものであつた。……尤も法案其のものには、大憲章を始めその他英國憲法史上の重要文書に於けるが如く、革命的方策と考へらるゝやうな條項は含んで居なかつた。國王の大權にも、貴族院の權力にも何等觸るゝところなかつた。……併し乍ら、此の選舉法の事項によつて、民主政治の潮流に對する水門が開かれたことを覺つたときの如く、貴族を恐怖せしめたるものはなかつたのである。(七六八頁—七六九頁)。一八三二年

の選舉法改正が比較的平和の間に行はれて、名は改革であつたけれど、其の實際の結果から見て、一大革命とも稱し得べきことは、單に此の改革に因て、政治上の實權が貴族から中等階級の手に移り、やがてそれが民衆の手に移る端緒を開いた事實を觀ても明白である。』(七七〇頁)。第貳拾章『國會大改革』より後記』最近に於ける憲政の進展』に至る數章に於いて、一八三二年の選舉法の改革を起點として固く閉せる國會の門扉を民衆に向つて開放せる英國が、一八六七年、一八八四年、及び世界大戰後に於ける一九一八年の數次の選舉法の改正を経て愈々民主政治に傾き、英國憲法の重點が漸次貴族院から庶民院に、庶民院から更に直接民衆自身の裡に移動しゆく態、換言すれば英國が從來の立憲君主政より一路、パソオットの所謂『假裝したる共和國』へと驀進しゆく姿が遺憾なく描かれてある。

アングロ、サクソンの英國征服に始まり、一九二二年愛蘭自由國の建設に至るまで、悠久一千年を超ゆる英國憲法發達の跡は、簡にして冗に失せず、平易にして通俗に墮さざる博士の筆によつて残りなく敘述せられて、些も問然する處はない。殊に本書によつて、代議制度、政黨組織、議院内閣制度、君主無答責の原則と大臣輔弼の制度、大臣彈劾の制度、人民の自由と權利を保障する法治主義の原則、陪審制度等、近代立憲制度の特色をなす諸々の制度が如何にして興り、如何なる沿革を辿りたるかを知り得ることとは憲法學の研究に従ふ者にとつて裨益する所鮮くないと信ずる。しかのみならず博士は單に史的事實の記述を事とせらるゝのみならず、これを點綴するに英國憲法史上に活躍せる數多の歴史

的人物を以てし、その性行功過を縦横に解剖批判して居られるから、一度本書を手せる者はその津々として盡くるところなき興趣に馳らるゝまゝに巻を措くことを忘れ、後記と併せて二十四章一千頁に垂んとする大冊も遂に一氣に讀了せざればやまぬであらう。

由來英國憲法は我國初め大陸諸國の憲法とは異なり、憲法學者の所謂不文憲法と稱するものである。幾世紀の久しきに互つて行はれ來つた事實上の慣習と、時に應じて制定せられたる幾多の單法とが英國憲法の主要なる淵源を構成して居るのであつて、我及び大陸諸國に見るが如き成文の憲法法典なるものを存しない。これ英國に憲法なしと稱せらるゝ所以であらう。隨つて英國憲法史を研究するに當つては、單に個々の憲法的規律が制定せらるゝに至つた直接の立法上の理由を皮相的に觀察するに止めず、博士自らが本書の序文に於て述べられて居られるが如く、進んで當時の政治的、社會的、經濟的、思想的環境をも深く検討するの要が一層多い。これ槓教授が本書を評せられたるが如く、英國憲法史が同時に又英國の政治史であり、社會史であり、經濟史であり、社會思想史であり、又歴代王朝史である理由である。我國が從來この方面の文献に缺くるところありし理由も、恐らくは英國憲法史の研究にかゝる特殊の事情が伴ふが爲めではなからうか。博士曩きに『英國國會の起原並にその進展』と題する研究あり。今又かゝる研究の困難を征せられてこの高著を世に公にせらる。獨り我が學界のみならず、汎く一般政治教育に資すること蓋し鮮少ではないであらう。

終りに臨み博士の篤學に對して甚大の尊敬を捧ぐると共に、後學菲才の身を以て博士の高著に對して敢て盲言を列れたる非禮を深謝する次第である(昭和三年二月記、長澤邦男)

民族學よ り見たる東歌と防人歌(松岡靜雄著) 大岡山書店發行

萬葉集はわが最古の歌集であるといふ上からのみならず、その藝術的價值の上からも大いに尊重され、從つて文學としての萬葉集の研究は、從來さかんになされて來、その方面に於いて多くの好著が公にされた。しかしながら如何なる文學も人間の精神の所産であるかぎり、その作者の生活や環境や時代などを反映するのであつて、それがためその時代の理解に對して貴重なる資料となるのである。即ち藝術品としてこれを評價し、鑑賞する以外に、歴史家がこれを史料として利用することができる。殊に歌謠類は感情の純真を尊ぶが故に、その時代の精神生活を知る上に最もよき史料となるのである。けれども歌謠においてはその語句の解釋が困難なるがために、萬葉集のごときも從來歴史家によつてむしろ閑却され、史料として利用されることは少なかつた。しかるに最近における民族學の發展が、この萬葉集を民族學的に研究して史料としてこれを利用せんとするに至つたことは、まことに喜ばしきことであつて、さきに西村眞次氏の『人類學上より見たる萬葉集の研究』を手にしたる吾々は、今また松岡靜雄氏の『民族學より見たる東歌と防人歌』に接するを得た。

東歌と防人歌とは萬葉集の中においても最も純真なるものであ